

魚津市新庁舎整備に係る基本理念と基本方針 及び整備場所に関する検討報告書

令和 5 年 2 月

魚津市新庁舎整備検討委員会

目 次

はじめに	…	1
第 1 新庁舎の基本理念と基本方針		
1 基本理念について	…	2
2 基本方針について	…	3
第 2 新庁舎整備場所について	…	5
〈参考資料〉		
1 魚津市新庁舎整備検討委員会設置要綱	…	9
2 魚津市新庁舎整備検討委員会委員名簿	…	1 0
3 魚津市新庁舎整備検討委員会開催状況	…	1 1
(別添)		
1 委員会会議録		
2 委員会会議資料		

はじめに

魚津市新庁舎整備検討委員会では、市民目線で新庁舎整備について検討するため、学識経験者、各種団体の代表者等、公募市民の13名に市長から委嘱状が交付され、令和4年10月20日に第1回検討委員会を開催しました。以降、令和5年2月20日の第3回検討委員会までに、市庁舎の現状と課題を先ず認識し、その上で様々な観点から議論を重ねてきました。

本検討報告書は、新庁舎整備に関する基本的な部分と言える「基本理念」と「基本方針」及び「整備場所」について、委員の意見や議論の経過を整理するとともに、検討結果を報告するものです。

新庁舎整備が魚津市にとりまして最良のものとなりますよう、この報告書に基づき、更なる検討が進められることを期待します。

令和5年2月21日

魚津市新庁舎整備検討委員会
会長 清水正明

第 1 新庁舎の基本理念と基本方針

市庁舎の現状や課題等を踏まえ、新庁舎整備に向けた基本理念と基本方針について、以下のとおり整理しましたので、報告します。

1 基本理念について

新庁舎は、災害対応や市民サービスの向上のほか、デジタル化の推進や環境負荷低減など、まちづくりの中心となる施設として、様々な役割を果たしていく必要があることから、新庁舎の目指すべき姿として、次のとおり基本理念を定めることとします。

『 基本理念 』

**市民の安心・安全を支え、
人と環境にやさしく、
魚津市への誇りと愛着を育む、
新しい時代の庁舎**

2 基本方針について

新庁舎整備は、幅広い視点から十分に検討したうえで進めていくことが重要であることから、基本理念を踏まえ、次の4つの基本方針を定めることとします。

基本方針 1

一人ひとりが利用しやすく、親しみやすい、開かれた庁舎

市役所は、市民サービスの拠点であり、高齢者、障がい者、子ども連れの方、外国人などあらゆる人々に利用される施設であることから、便利でわかりやすい窓口や利用者の視点に立ったレイアウトが求められます。また、多くの市民が気軽に訪れ、快適に過ごすことができる、親しみやすい、開かれた空間づくりが必要です。

〈主な委員意見〉

- 市庁舎は規模の大小は別にして大きなシンボルといえる。個性的なものや近代建築である必要も場合によってはないかもしれないが、シンボルとしてより愛される意匠・デザインを明確に検討いただきたい。
- 市民にとって親しみやすい市役所が一番だと思う。市役所はシンボルであり市民を中心とした施設になってもらいたい。
- 市民に開かれた庁舎であればよいと思う。
- 近隣施設などの民間と連携して Win-Win の関係を持てたらよいと思う。

基本方針 2

災害に強く市民の安心・安全を守る庁舎

市役所は、市民の安心・安全を守るため、災害時に様々な情報を収集し、迅速かつ適切に対応する役割があることから、災害発生時に業務継続が可能となる高い耐震性を備えるなど、地域防災拠点として十分な機能を発揮できる災害に強い庁舎が求められます。

〈主な委員意見〉

- 現在の庁舎は防災に関しては弱い。防災拠点となり、市民が少しでも安心できる庁舎にしてほしい。
- 空間を調整できる機能があると今後よりよいものになると思う。例えば非常事態災害時に一定の場所を区切ってフェーズフリーにすれば、緊急の場所として空間を生み出すことができる。

基本方針 3

デジタル化に対応した機能的・効率的でコンパクトな庁舎

デジタル技術の活用による手続きオンライン化や新しい働き方の推進など、時代の変化に的確に対応できる機能的・効率的な庁舎であるとともに、人口減少が見込まれる中、将来を見据えた適正な規模の庁舎であることが求められます。

〈主な委員意見〉

- 働き方が変わってきており、テレワークを推奨する分事務所を小さくする例や、フリーアドレス化、ペーパーレス化も進んでいる。
- 市民サービスが変わっていくのも含めてIT化・デジタル化を検討してほしい。
- 市役所に入ったときの圧迫感。よく見ると、どうやら紙が多い。これでは災害時に情報が失われるのではないか。業務効率化のためにも、できる限りデータ化すればよいと思う。
- 10年後働き方がどう変わっているか分からない中で、もっと施設の規模を縮小すべきではないか。人口減少は止められないので、10年後を見越してサイズダウンした施設を建てるべきではないか。
- 時代を考慮しゼロベースで機能、職員数、スペースの検討をお願いしたい。
- 新しい働き方を踏まえたコンパクトな庁舎にしていきたい。例えば、立派な建物を建てたが市町村合併などで使用しなくなるのは無駄である。コンパクトなものにして中身を充実していきたい。

基本方針 4

ゼロカーボンシティに向けた取組を実践する環境にやさしい庁舎

新庁舎は、ゼロカーボンシティに向けた取組を実践するモデル的な施設として、省エネ・創エネ設備の導入等による環境負荷低減を目指すとともに、ライフサイクルコストの縮減や建物の長寿命化を実現することが求められます。

〈主な委員意見〉

- SDGsの観点から、50年100年で使用不可能になるような建物を建てないでほしい。そのためにはシンプルでメンテナンスがしやすい建物が必要。また、省エネと空調も大事な要素と思っている。

第2 新庁舎整備場所について

○ 議論の経過及び検討結果

第1回検討委員会において、事務局から資料「整備場所の選定方針（案）」が提出されました。この資料は、庁内組織で構成している「魚津市新庁舎整備に向けた庁内検討会議」において協議が行われ「商業施設と複合化」「魚津駅・新魚津駅舎と複合化」について整理し、当委員会での議論のたたき台として提出されたものです。

新庁舎の位置については、地方自治法において「地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と定められています。

（1）整備用地の要件

新庁舎整備用地については、市民の生命と財産等を守る拠点施設として、災害時においても、安心して業務を継続できることを最優先とするとともに、市が目指す都市再生とコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方を基にした持続可能なまちづくりを目的とし、整備用地の要件として、大きく次の3つの視点で検討することとしました。

新庁舎整備用地の要件としての視点

① 市内各地区からの交通アクセス性に優れること

- ・ 市内各地区を公共交通機関でつなぐネットワーク、道路アクセス性の確保

② 中心市街地との一体性が確保できること

- ・ 行政サービス、防災、まちづくりの拠点としての役割

③ 整備に際して大きな支障がないこと

- ・ 用地取得等にかかる事業期間、財政負担、埋蔵物など

(2) 整備用地の検討

新庁舎整備用地の選定として「市有地の活用」と「新たな用地取得」について、それぞれのメリット・デメリットを挙げ議論しました。

① 「市有地の活用」

〈メリット〉

- ・ 新たな用地取得の必要性がないため、事業費の抑制や事務（用地交渉など）の軽減を図ることができる。
- ・ 用地交渉などの必要性がないため、事業期間の見通しがたてやすく、早期実現性の点に優れる。

〈デメリット〉

- ・ 整備用地の選択肢が限定される。
- ・ 埋蔵文化財の存在が知られている土地は、早期実現性の点に劣る。

② 「新たな用地取得」

〈メリット〉

- ・ 計画条件に見合う広さ、立地条件などを有した敷地を取得できる可能性がある。
- ・ まちづくりを一体的に考え、各エリアのポテンシャルを活かした賑わいの創出を目指すことができる。

〈デメリット〉

- ・ 新たな用地取得のため、事業費や事務（協議・調整）の増大を招く。
- ・ 用地交渉が必要であり、事業期間の見通しが立てにくく、早期実現性の点に劣る。
- ・ 計画条件、立地条件を満たす敷地が無いおそれがあり、有る場合でも事業費が高額になるおそれがある。

当委員会において、上記に示したメリット・デメリットを挙げ、整備用地の要件としての視点を踏まえ、議論した結果、建設事業費、用地交渉、事業期間、早期実現性の観点から、整備用地として「市有地の活用」による新庁舎整備が望ましいと確認しました。

(3) 整備候補地の選定

第2回検討委員会において、事務局から資料「新庁舎整備候補地（案）」が提出されました。この資料については、庁内検討会議において整理を行い、当委員会での議論のたたき台として提示されたものです。

整備用地の要件を満たすとともに、ある程度まとまった面積が確保できる2箇所の市有地について、メリット・検討ポイントを議論しました。

また、事務局からは、他の整備候補地として「旧魚津市総合体育館及び吉田グラウンド」、「大町小学校跡地」、「駅前地域での都市開発」、「駅との複合化」について庁内検討会議で検討したものの、費用等の面において実現可能性が低く、整備候補地から除外した旨の報告がありました。

①「現庁舎及び市役所前公園敷地」

〈メリット〉

- ・ 公園と一体的な計画により魅力ある設計が可能
- ・ 現場所での建替えであり、合意形成が得やすい

〈検討ポイント〉

- ・ 公園を無くさないことを前提とした新庁舎の配置の検討
- ・ 新庁舎と公園を融合させた一体的な整備の検討
- ・ 都市公園の都市計画変更手続きが必要

②「魚津駅南駐車場及び上村木公園敷地」

〈メリット〉

- ・ 駅周辺まちづくりと一体的に考え賑わいの創出を目指す
- ・ 現庁舎から近く、魚津駅・新魚津駅からの利便性もよい

〈検討ポイント〉

- ・ 都市計画用途地域「第一種住居地域」に指定されており、大規模な店舗・事務所等の立地に制限がある。また、床面積3,000㎡を超える事務所は用途地域の変更が必要（近隣商業又は商業地域に変更）
- ・ 敷地面積が狭いため、庁舎の高層化や駐車場の立体化が必要
- ・ 新庁舎正面のメイン進入路となる道路拡幅や用地買収が必要
- ・ 都市公園の都市計画変更手続きが必要
- ・ 公園を廃止するため地域住民の合意形成が必要

(4) 整備候補地の評価

整備候補地位置図



新庁舎整備用地の要件としての視点からの評価		
① 交通アクセス性に優れる	◎	◎
② 中心市街地との一体性が確保	◎	◎
③ 整備に際して大きな支障がない	◎	道路拡幅や用地買収が必要 △
総 合	◎	○

当委員会において各候補地のメリット・検討ポイントを踏まえ、整備用地の要件として求められる３つの視点から評価を行った結果、交通アクセス性に優れ、市の中心市街地との一体性が確保され市民の利便性が高いことや、庁舎整備に係るインフラ整備費、用地費等が不要であることなどを総合的に判断し、当委員会として新庁舎の整備場所は、

「現庁舎及び市役所前公園敷地」

とすることが望ましいという結論に至りましたので、報告します。

参考資料-1

魚津市新庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎整備について必要な事項を検討するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、魚津市新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎整備に関して協議し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、行政関係者、地域における経済、産業、福祉その他の分野において識見を有する者、公募市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、特定の事項を調査審議するため、小委員会を設置することができる。

(その他)

第8条 委員会の庶務は、新庁舎整備担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

魚津市新庁舎整備検討委員会 委員名簿

(50音順)

No.	団体等	氏名	役職
1	魚津商工会議所副会頭	石川 勝康	
2	うおづ女性の会連絡会 会長 (R4. 12. 1～魚津市民生委員児童委員協議会会長を併任)	浦田 孝子	
3	cocomama 代表	大島 恵	
4	公募市民	大野 史人	
5	魚津市観光協会 会長	木下 荘司	
6	北陸職業能力開発大学校 校長	清水 正明	会長
7	魚津市民生委員児童委員協議会 会長	中才 美喜子	R4. 11. 30 退任
8	魚津市PTA連合会 会長	野澤 良民	
9	公募市民	平田 昌美	
10	株式会社新川インフォメーションセンター 取締役	松岡 千穂	
11	魚津市自主防災組織連絡会 会長	山本 光成	
12	公益社団法人新川青年会議所 理事長	鍼田 隼平	R4. 12. 31 退任
	公益社団法人新川青年会議所 副理事長	吉森 一喜	R5. 1. 1 新任
13	魚津市自治振興会連合会 会長	米澤 賢太郎	

参考資料-3

魚津市新庁舎整備検討委員会開催状況

開催日	日時	場所	議題
第1回	令和4年10月20日(木) 午後2時00分から	市役所4階 第1、2 委員会室	(1)スケジュール、現庁舎の概要などについて ①新庁舎整備に係る検討体制・スケジュールについて ②現庁舎の概要・整備事業費の想定等について ③県内外の視察状況報告について 黒部市/射水市/魚沼市/長岡市 /柏崎市 (2)新庁舎整備に向けた「基本理念・基本方針」の検討について (3)整備場所の選定方針について
第2回	令和4年11月22日(火) 午後1時30分から	市役所2階 第1会議室	(1)中期財政計画を踏まえた新庁舎整備の 財源見通しについて (2)新庁舎整備に向けた「基本理念・基本方針」の検討について (3)新庁舎整備候補地について
第3回	令和5年2月20日(月) 午後2時00分から	市役所2階 第1会議室	(1)魚津市新庁舎整備に係る基本理念と基本方針及び整備場所に関する検討報告書(案)について (2)新庁舎整備事業 令和5年度事業予定について